# 感染拡大防止のための法改正 新型インフル特措法、感染症法、入管法改正

背景 現行の特措法は新型コロナウイルスを対象に加えただけで、国や地方の権限が曖昧。対症療法的な施策が続き、 実効性が不十分。

### 目的

特措法・感染症法の抜本改正、 入管法改正により、国と地方が連携して、 国民の命と暮らしを守る!

#### I 地方の役割拡充、国の支援強化 (緊急事態宣言の発出要請、国負担の給付金支給)

- 1 知事による緊急事態宣言発出等の要請、基本的対処方針の変更等の要請
- 2 地方行動計画における連携強化
- 3 国による物資生産・輸入の要請
- 4 宣言下の知事による立入検査
- 5 都道府県による給付金の支給
  - ①宣言下での要請・指示に応じた者への 給付金を国が全額負担
  - ②それ以外は一部負担、地方起債

## Ⅱ 医療・検査体制の強化

(検査体制整備、軽症患者・無症状者への滞在要請)

- 1 宣言前の臨時医療施設の開設
- 2 軽症者等の施設・自宅への滞在要請
- 3 行政検査以外の検査体制の整備
- 4 医療等の施設・従事者への国の財政支援

## Ⅲ 海外からの感染防止

(上陸拒否事由の追加)

1 特定の感染症流行地域からの入国など、 ウイルスを侵入させるおそれのある人の 入国を拒否する法的根拠を明確化